

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25284001

研究課題名(和文)「新しい」専門職の職業倫理：理論と実践の架橋を目指す領域横断型研究

研究課題名(英文) Ethics for Newly-Emerging Professions: transdisciplinary research by linking theory and practice

研究代表者

眞嶋 俊造 (Majima, Shunzo)

北海道大学・文学研究科・准教授

研究者番号：50447059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、現代の高度に専門化された科学技術社会において要請される「新しい」専門職倫理概念を提示したことにある。具体的には、医師や弁護士に代表される「伝統的な」専門職倫理と、看護師や技術者などの「新しい」専門職倫理の分析を通して専門職倫理の「コア」を抽出したことにある。特筆すべき重要な研究成果の一つとして、研究代表者と研究分担者が中心となり、研究に携わる専門職業人(研究者)の倫理についての図書(『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』(慶應義塾大学出版会、2015年))の刊行を挙げることができる。

研究成果の概要(英文)：In our research project, we proposed an idea on ethics of newly-emerged professions, which is required in our highly-specialised society. Specifically, we found the 'core' of ethics, which are commonly shared by traditional professions such as physicians and lawyers and (relatively) 'new' ones such as nurses and engineers. Furthermore, we figured out the area of commonly-shareable ethical norms by the traditional and new professions. One of the most important research products is the publication of the book on research ethics (*Jinbun Syakaikagaku no tamenno kenkyu Rinri Gaido bukku (Research Ethics Guidebook for humanities and social sciences)*, published by Keio Gijyuku Daigaku Syuppankai (Keio Gijyuku University Press), in 2015). The lead researcher and collaborators of this research project edited and contributed chapters and columns.

研究分野：倫理学、応用倫理学

キーワード：倫理学原論・各論 応用倫理学 専門職倫理 職業倫理

1. 研究開始当初の背景

現代に見られる科学・技術の進展とそれに伴う高度な職業の組織化・分業化は、伝統的な意味での専門職(プロフェッション)概念を大きく揺るがしてきた。たとえば企業内弁護士が存在や、特にアメリカにおいて見られる保険会社主体による「マネージド・ケア(管理型医療)」制度が、元来専門職が専門職であることの根幹をなす「自律」概念を脅かす。

一方で、私たちが「新しい」専門職と呼ぶ看護師や技術者、研究者が担う職業的役割の重要性が増し、それらの専門職に対する社会からの期待や信認の度合いが高まると同時に、専門職業人の不祥事に対する社会の目も厳しくなってきた。しかしながら、テクノロジーの進化に伴い多種多様な専門職が増え続けているにもかかわらず、専門職としての職業倫理のコンテンツが未だに従来の「伝統的な」職業倫理モデルに依存しており、出来上がった倫理規範が現場の実情や要請と合致していないことも多いように見受けられた。このことは、徒にお仕着せや通り一遍の倫理綱領や教育コンテンツを増やし、結果として「専門職倫理」の形骸化・空洞化を招くことになった。

本研究に関連する各個別の専門職倫理研究のうち、「伝統的な」専門職である医師の職業倫理(医療倫理、臨床倫理)についての研究は、すでに多くの研究蓄積があった。また、「新しい」専門職である看護師や技術者の職業倫理についても近年盛んな研究が展開されてきた。にもかかわらず、「伝統的な」専門職倫理と「新しい」専門職倫理の間でどのような違いがあるのか、またその理論的根拠について、応用倫理学の視座から整合的、体系的に説明している論述は少なかった。そして、この理論的根拠の曖昧さが、私たちが「専門職倫理」という言葉で漠然と理解していることに対し、具体的かつ有効な規範性を与えることに失敗する一つの要因であった。

2. 研究の目的

上記の背景に鑑み、本研究では「伝統的な」専門職において要請される倫理規範と、昨今注目される「新しい」専門職での倫理観を、それぞれの専門職倫理が前提している規範性の共通点と差異に着目しながら分析し、そこから反省的に取り出すことのできる「共通規範としての専門職倫理」と「個別分野に即した専門職倫理」の概念的な明瞭化と相互関係を確定することで、現代における新しい「専門職倫理」の概念を提言することを目的とした。

3. 研究の方法

研究の進め方として、第一に各専門分野における専門職倫理のあり方(共通の倫理、専門職固有の倫理)を、「新しい」専門職倫理の特徴である組織性・集団性・社会的影響力に留意しつつ分析し、結果を集積した。第二

に、上記の集積を分析することで専門職倫理のコア(共通概念)を明らかにすると同時に、個別領域毎の専門職倫理概念の明瞭化を行った。第三に、以上の比較検討によって明瞭化した「共通概念」を再び個々の専門職領域へとフィードバックし、専門職倫理内での共通概念と個別分野ごとの倫理規範の相互関係、さらには専門職倫理全体としての規範的構造の解明を狙った。

具体的な方法として、各研究者による文献研究や研究会に加え、国際ワークショップや国際会議を開催することにより、それぞれの研究へのフィードバックを獲得し、更なる研究の進展に生かした。

4. 研究成果

本研究の成果は、専門職倫理概念の明瞭化と、「新しい」専門職間の職業倫理のコア(共通概念)明瞭化と相互関係を確定することによる、現代における新しい「専門職倫理」の概念の提言である。また、特に平成27年度において特筆すべきは、本研究が全ての研究期間を通して指向した領域横断型研究という「横糸」に加え、以下の(4)の項にて説明するように、研究に携わる専門職としての研究専門職の倫理、つまり研究(者)倫理とその教育について掘り下げた研究という「縦糸」を織り込むことができたことである。

研究成果の要旨は、以下の四点にまとめることができる。

(1) 専門職倫理概念の明瞭化

第一に、専門職倫理概念の明瞭化についての研究成果の要旨は以下の通りである。

専門職は道徳的に非常に重要な公共的価値、つまり専門職としての道徳的理念を実現する職業である点において他の職業と一線を画すというのはアメリカの専門職倫理研究者マイケル・デイヴィスによる指摘である。しかし、本研究で分かったことは、「専門職が他の職業と一線を画す」という「事実」に加え、「伝統的な」専門職や「新しい」専門職においてはいわずもがな、新しく専門職として確立をすることを企図する職業においても、道徳的に非常に重要な公共的価値、つまり専門職としての道徳的理念を実現することを「規範」とする、つまり「実現すべきである」という規範的指令を有することが専門職を最も有意義に特徴付ける要素の一つであることである。

(2) 「新しい」専門職間の職業倫理のコア(共通概念)明瞭化と相互関係の確定

第二に、「新しい」専門職間の職業倫理のコア(共通概念)明瞭化と相互関係の確定についての研究成果の要旨は以下の通りである。

「新しい」専門職の間で共有される専門職倫理のコアは、(1)での専門職倫理概念の明瞭化に加え、「伝統的な」専門職よりも専門足

らんとするアスプレッショナルな姿勢」と、「専門職に内在化された承認と特権獲得の意志」であることが分かった。例えば、看護師の場合、「看護婦」から「看護師」になる過程において、「医師のお手伝いさん」から「ある一定の医療行為を任される責任ある専門職（承認を得、特権を獲得した状態）」になるという過程が、その専門職に内在的に備わっていることを明らかにした。

さらに、「新しい」専門職、特に分業化され協働が必要となる分野においては、他分野との建設的な協働が積極的に推奨されていること、またその際の明確な線引きがあることが明らかになった。そのことは、医療現場におけるチーム医療のみならず、軍隊の治安出動や災害出動における警察との協働と分限化にも見てとることができる。

(3)現代における新しい「専門職倫理」の概念の提言

第三に、上記の研究成果を踏まえた上で、現代における新しい「専門職倫理」の概念の提言についての研究結果の要旨は以下の通りである。

一人で開業が可能とされた「伝統的な」専門職業人である医師や弁護士でさえ現在ではその多くが組織の一員として職務に服している状況において、「新しい」専門職業人もまた組織人として活動している。このことは、ある組織内で異なる専門職が協働することになる以上、その促進と分限化を明確にする必要があるといえる。

例えば、軍医であるならば、医師としての専門職倫理と軍事将校としての専門職倫理に対して二重の忠誠を誓うことになる。また、高等教育機関に勤務する研究者であるならば、機関全体、部局、または研究室といった単位での組織運営責任者であると同時に、組織内において指導する学生に対しては教員でもある。

ここにおいて問題となるのは、組織の方針と、組織の構成員ではあるが専門職でもあるものの専門職倫理が対立する場合や、組織内において二重・三重の専門職としての役割と責任を同時に負うことにより発生する義務や責任が競合したり相反したりする場合である。軍医の場合、軍規に反しない限りでの指揮系統にある上官による直接命令（例えば、「増強された方法や手段による尋問」において尋問される者の「健康管理」）と、医師の国際宣言の精神や医師の倫理綱領とが相反する場合があるかもしれない。また、高等教育機関に属する教員の場合、学生への教育指導と自らの研究への協力との明確な境界を見失ってしまう場合があるかもしれない。そのような状況が発生することはごく稀であるかもしれないが、全く起こりえないとは言いがたい。だからこそ、そのような専門職倫理が危機となる場合を想定した指針を「新しい」専門職倫理に盛り込む必要がある。

ある組織内においてその組織を構成する一員としていかに専門職倫理を発揮するかという課題の解決を包含し、組織の方針と専門職倫理とが相反する場合における実践的な対処のための指針や方策を視野に入れた倫理綱領や行動規範が導入されるべきである。つまり、専門職倫理は静的なものではなく動的であり、また複数の専門職倫理が複合的かつ重層的に存在し、また時として錯綜するだけではなく背反する可能性を踏まえた上で、相互親和性だけではなく融和性をも併せ持つようなものとして認識し、その認識に基づいて再把握し、また再構築ないし改善することが必要である。

(4)研究（者）倫理とその教育

第四に、研究（者）倫理とその教育についての研究成果の要旨は以下の通りである。

主要な研究成果として、研究代表者の眞嶋と研究分担者の河野を共編として、『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』（慶應義塾大学出版会、2015年、272頁）の刊行を挙げることができる。本書は、人文・社会科学領域を主な対象とした研究倫理についての図書という点において他に比類を見ない。本書では、「狭義の研究倫理」（「研究における倫理」）のみならず、「広義の研究倫理」、つまり「研究者の専門職倫理」を議論している。本書の分担執筆者は、眞嶋（序章「今、なぜ研究倫理なのか」、研究方法別コラム「文献研究」）と河野（第五章「研究者の社会的責任」）に加え、研究分担者の金光（第二章「研究計画・遂行・成果発表に関する倫理問題」）、新田（第四章「指導教員・研究機関の責任」）、塚本（分野別コラム「ジャーナリズム研究と二次被害」）である。

特に、新田の担当した第四章においては、研究機関等（特に高等教育機関）の組織運営に関わるトップマネジメント（例えば理事会）、ミドルマネジメント（例えば部局執行部）、そしてプレイングマネージャーとしての研究者・教員といった、研究者でありながら各レベルにおいて組織運営に関わる運営責任者という役割を迫る構図を分析し、「研究環境の倫理（整備や維持・運営）」までを視野に入れた、研究だけではなく、教育や管理運営に重複的な役割を負う研究者の専門職倫理に関して顕著な研究成果を出すことができた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

藏田伸雄、研究の倫理（教育講座「放射線技術科学における研究倫理」）、日本放射線技術学会雑誌、査読無、第72巻第5号、2016、印刷中

元木美知子、安田みどり、久田満、臨床心理士の専門職アイデンティティとその関連要因、上智大学心理学年報、査読無、40巻、2016、73-80

Shunzo Majima, Ethics of Hostage Taking, Ethics in Biology, Engineering & Medicine - An International Journal, 査読有、Vol.6(1-2)、2015、113-123
DOI:10.1615/EthicsBiologyEngMed.2015013775

Shunzo Majima, 'A brief thought on the future of global ethics: military robots and new food technologies', Journal of Global Ethics, 査読無、vol.10, 2014, 53-55
DOI:10.1080/17449626.2014.896579

河野哲也、対話による人間の回復：当事者研究と哲学対話、社会福祉研紀要、査読無、33巻、2014、3-14

眞嶋俊造、反政府テロとしての暗殺は道徳的に許容されるのか？、応用倫理、査読有、第7号、2013、16-27
DOI:10.14943/ouyourin.7.16

河野哲也、コスモポリタン教育に向けて、教育哲学、査読有、108巻、2013、41-55

塚本晴二郎、少年犯罪報道と専門職倫理 成長発達権を手がかりとして、応用倫理、査読有り、第7号、2013、3-15
DOI:10.14943/ouyourin.7.3

〔学会発表〕(計14件)

Tetsuya Kono, Neuroscience and Technology of mind, The 2nd Dutch-Japanese Workshop in Philosophy of Technology, 2016年2月26日、Shiinoki Cultural Complex (石川県金沢市)

金光秀和、徳の教育としての専門職倫理の考察、北海道哲学会2015年度後期研究発表会、2015年12月19日、北海道大学(北海道札幌市)

眞嶋俊造、「自衛」戦争の倫理-正戦論が示唆すること、日本倫理学会第66回大会、2015年10月3日、熊本大学(熊本県熊本市)

眞嶋俊造、研究倫理教育における反転授業向け教材の有効性の検証、応用哲学会第7回年次研究大会、2015年4月25日、東北大学(宮城県仙台市)

蔵田伸雄、STAP細胞問題と研究倫理-周囲の状況と、研究者個人の倫理観と習慣、応用哲学会第7回年次研究大会、2015年4月25日、東北大学(宮城県仙台市)

石川洋子、標準的治療を受けている進行非小細胞肺癌患者の症状クラスターとQOLへの影響、第55回日本肺癌学会学術集会、2014年11月15日、国立京都国際会館(京都府京都市)

Shunzo Majima, Ethical Issues on New Food Source, Eighth European Congress of Analytic Philosophy, 2014年9月1日、University of Bucharest(Romania)

眞嶋俊造、汎用型教育コンテンツの汎用可能性と限界、応用哲学会第6回年次研究大会、2014年5月11日、関西大学(大阪府高槻市)

眞嶋俊造、民間人保護について正戦論の視座より何が言えるのか、応用哲学会第6回年次研究大会、2014年5月10日、関西大学(大阪府高槻市)

石川洋子、濱田珠美、分子標的薬治療を受ける進行非小細胞肺癌患者の皮膚障害の経験、日本がん看護学会、2014年2月9日、朱鷺メッセ(新潟県新潟市)

濱田珠美、石川洋子、標準治療を受ける進行非小細胞肺癌患者の症状クラスターの要因、日本がん看護学会、2014年2月8日、朱鷺メッセ(新潟県新潟市)

Shunzo Majima, Could Interrogative Torture be Morally Permissible?, 5th International Conference on Theoretical and Applied Ethics, 2013年11月21日、St Petersburg State University(Russia)

Nobuo Kurata, Risk analysis and Knowledge from other fields, Kushiro International Symposium on Bioethics, 2013年8月28日、釧路市観光国際交流センター(北海道釧路市)

金光秀和、リスクと責任あるデザイン、応用哲学会第5回年次研究大会、2013年4月21日、南山大学(愛知県名古屋市)

〔図書〕(計6件)

眞嶋俊造、大隅書店、正しい戦争はあるのか？ 戦争倫理学入門、2016、304

眞嶋俊造、奥田太郎、河野哲也、新田孝彦、塚本晴二郎、金光秀和、慶應義塾大学出版会、人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック、2015、272

藏田伸雄、眞嶋俊造 他、共立出版、オムニバス技術者倫理 第2版、2015、176

久田満、北素子、谷口千絵、ナカニシヤ出版、看護に活かす心理尺度-その選び方・使い方、2015、78

札幌順、金光秀和、放送大学教育振興会、新しい時代の技術者倫理、2015、312

河野哲也、北大路書房、現象学的身体論と特別支援教育：インクルーシブ社会の哲学的探究、2015、238

塚本 晴二郎 (TSUKAMOTO, Seijiro)
日本大学・法学部・教授
研究者番号：90217282

6. 研究組織

(1) 研究代表者

眞嶋 俊造 (MAJIMA, Shunzo)
北海道大学・大学院文学研究科応用倫理研究教育センター・准教授
研究者番号：50447059

(2) 研究分担者

新田 孝彦 (NITTA, Takahiko)
北海道大学・大学院文学研究科・理事・副学長
研究者番号：00113598

石川 洋子 (ISHIKAWA, Hiroko)
旭川医科大学・医学部・特任助教
研究者番号：30550660

久田 満 (HISATA, Mitsuru)
上智大学・総合人間科学部・教授
研究者番号：50211503

藏田 伸雄 (KURATA, Nobuo)
北海道大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：50303714

金光 秀和 (KANEMITSU, Hidekazu)
金沢工業大学・基礎教育部・准教授
研究者番号：50398989

松王 政浩 (MATSUO, Masahiro)
北海道大学・大学院理学研究院・教授
研究者番号：60333499

河野 哲也 (KONO, Tetsuya)
立教大学・文学部・教授
研究者番号：60384715